

II 推計結果の概要¹³

1. 施設等の世帯人員

都道府県別に施設等の世帯人員割合をみると、令和2(2020)年時点で最も低いのは東京都の1.5%、最も高いのは長崎県の4.0%であったが、令和32(2050)年には青森県が6.6%で最も高く、次いで秋田県6.2%、長崎県6.0%と続く。一方、最も低いのは東京都2.1%、滋賀県2.7%、愛知県2.9%となっており、全般的には大都市圏で低く、東北・九州・四国地方で高い傾向がある。また、北海道、青森県、秋田県、山形県、群馬県、奈良県、大分県、宮崎県では令和32(2050)年と令和2(2020)年の差が2%ポイント以上と大きい。(図3、表Ⅱ-7-1、表Ⅱ-7-7)

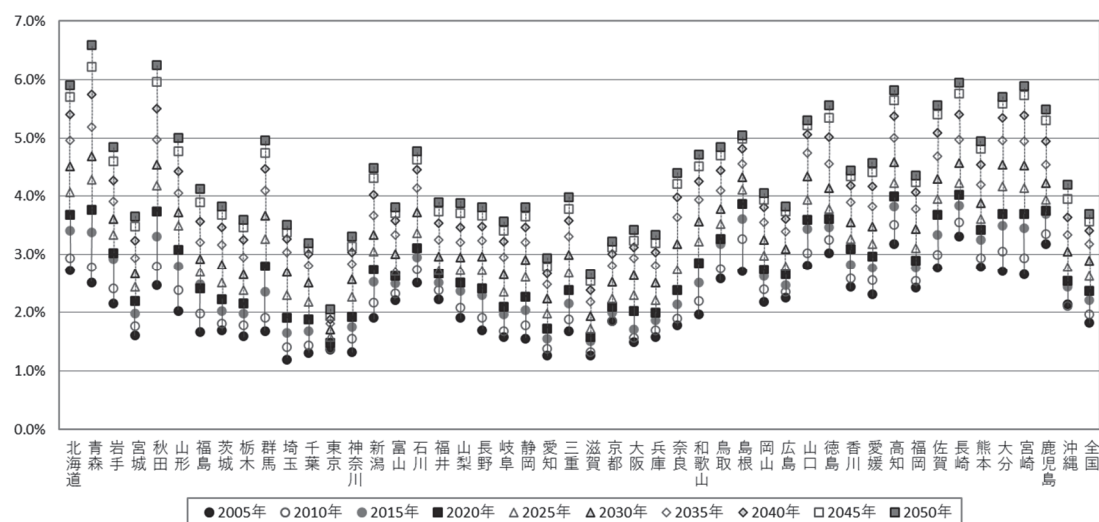


図3 都道府県別施設等の世帯人員割合の推移(総数)(2005～2050年)

2. 一般世帯総数と平均世帯人員

(1) 一般世帯総数

「全国推計」によれば、全国の一般世帯総数は令和12(2030)年をピークに減少に向かい、令和32(2050)年の一般世帯総数は令和2(2020)年に比して5.6%の減少となっている。本推計によれば、都道府県別の一般世帯総数は、令和32(2050)年には40道府県で令和2(2020)年を下回る。このうち28道県では10%を超える減少となり、とくに、秋田県(-29.1%)など9県では20%以上の減少となる。東京都(9.9%)など7都県では、令和32(2050)年の一般世帯総数は令和2(2020)年よりも多いが、いずれも推計期間中にピークを越えて世帯数が減少に転じている。(表Ⅱ-1、図Ⅱ-1)

¹³ 率や割合等の推移についての記述は、四捨五入の関係で、表Ⅱ-1～Ⅱ-19と若干異なる場合がある。例えば、表Ⅱ-1～Ⅱ-19では2020年と2025年の値が同じであるにもかかわらず本文中で上昇(あるいは低下)と記述しているのは、本文の作成に際して四捨五入する前の数値を用いたためである。また、増加率が-0.0%というのは-0.05%より大きく、0.00%より小さいことを表す。

国勢調査によれば、都道府県別の一般世帯総数はすでに一部の県で減少が始まっており、直近の平成27(2015)～令和2(2020)年では4県で減少している。本推計による今後の5年ごとの世帯数の推移をみると、世帯数が減少する都道府県は、令和2(2020)～7(2025)年には8県、令和7(2025)～12(2030)年には22道県、令和12(2030)～17(2035)年には40道府県と次第に増え、令和27(2045)～32(2050)年にはすべての都道府県で世帯数が減少する。

(2)平均世帯人員

平均世帯人員は、令和2(2020)年(全国2.21人)の1.92人(東京都)～2.61人(山形県)から令和32(2050)年(全国1.92人)の1.78人(東京都、北海道)～2.15人(山形県)へ推移し、すべての都道府県で減少する。表Ⅱ-2によれば、平均世帯人員は令和2(2020)年には東京都以外の46道府県で2人以上であるが、令和22(2040)年には半数を超える26都道府県¹⁴で2人を下回り、令和32(2050)年には東京都と北海道の1.78人を始め、2人を下回るのは34都道府県となる。令和32(2050)年の平均世帯人員が2人以上となるのは、山形県(2.15人)、福井県(2.12人)、佐賀県(2.11人)、鳥取県(2.10人)、新潟県(2.07人)、富山県(同)など、東北から中部並びに西日本の日本海側を中心とする13県である。(表Ⅱ-2、図Ⅱ-2)

3. 家族類型別世帯数及び割合

(1)家族類型別世帯数

[単独世帯](表Ⅱ-3-1、表Ⅱ-3-2、表Ⅱ-3-3)

「全国推計」によれば、全国の「単独世帯」は令和2(2020)年以降も増加が続き、令和18(2036)年をピークに減少に転じるものの、令和32(2050)年の世帯数は2,330万世帯で令和(2020)年より215万世帯(10.2%)多い。本推計によれば、令和32(2050)年の都道府県別の単独世帯数は、令和2(2020)年との比較で増加しているのは32都府県で、このうち、沖縄県(31.0%)、埼玉県(24.1%)、滋賀県(23.3%)、千葉県(22.0%)の4県ではこの30年間の増加率が20%を超える。一方、同期間に高知県(-15.3%)、秋田県(-12.4%)、青森県(-12.2%)など15道県では減少となる。

5年ごとの推移をみると、都道府県別の「単独世帯」の増加率も逡減する傾向にあり、令和12(2030)年まではすべての都道府県で増加するが、令和12(2030)～17(2035)年には10道県、令和17(2035)～22(2040)年には39道府県、令和22(2040)～27(2045)年には45道府県と減少する都道府県は次第に増え、令和27(2045)～32(2050)年にはすべての都道府県で減少となる。

「単独世帯」のうち世帯主の男女別にみると、まず世帯主が男性の「単独世帯」については、全国では令和2(2020)年と令和32(2050)年の比較では8.8%の増加となっている(「全国推計」)。本推計によると、都道府県別では、沖縄県(31.1%)や埼玉県(17.4%)、千葉県(16.2%)

¹⁴ 表Ⅱ-2で2.00と表示されている岩手県(1.99990)、群馬県(1.998)を含む。

など39都府県では増加するのに対し、高知県(-10.1%)、青森県(-8.9%)、北海道(-7.3%)など8道県で減少となる。

5年ごとの推移をみると、増加率は逡減する傾向にあり、令和12(2030)年まではすべての都道府県で増加するが、令和12(2030)～17(2035)年に高知県(-1.8%)、青森県(-1.2%)、秋田県(-1.0%)など8道県で減少となり、以降、令和17(2035)～22(2040)年には40道府県、令和22(2040)～27(2045)年には沖縄県(1.2%)と東京都(0.6%)を除く45道府県と減少する都道府県は増え、令和27(2045)～32(2050)年にはすべての都道府県で減少する。

「単独世帯」のうち世帯主が女性の世帯数については、「全国推計」によれば全国では令和2(2020)年と令和32(2050)年の比較では、11.6%の増加となっている(「全国推計」)。本推計によると、都道府県別では、埼玉県(32.5%)、滋賀県(32.4%)、沖縄県(30.8%)など29都府県で増加するが、高知県(-19.7%)、秋田県(-17.4%)、青森県(-15.0%)など18道県では減少する。

5年ごとの推移をみると、令和2(2020)～7(2025)年に減少するのは鹿児島県(-0.2%)のみ、令和7(2025)～12(2030)年には鹿児島県はわずかに増加し(0.04%)、減少するのは高知県(-0.7%)のみであるが、以降、令和12(2030)～17(2035)年には15道県、令和17(2035)年～22(2040)年には40道府県、令和22(2040)～27(2045)年には東京都(0.3%)と沖縄県(同)を除く45道府県、令和27(2045)～32(2050)年には東京都(0.1%)以外の46道府県と、減少する都道府県が増えていく。

[夫婦のみの世帯](表Ⅱ-3-4)

「全国推計」によれば、全国の「夫婦のみの世帯」は、令和7(2025)年まで増加した後減少に転じ、令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年に比して11.2%の減少となっている。本推計によると、都道府県別でも、秋田県(-31.7%)、高知県(-31.0%)、鹿児島県(-30.6%)など45道府県で令和32(2050)年の世帯数が令和2(2020)年を下回る。一方、沖縄県(12.0%)と東京都(5.8%)では、令和32(2050)年の世帯数が令和2(2020)年を上回る。

「夫婦のみの世帯」は、都道府県別では、令和2(2020)年までにすでに減少しているところ(山口県、高知県)があるが、今後の5年ごとの推移をみると、令和2(2020)～7(2025)年には減少する県が鹿児島県(-5.1%)、愛媛県(-3.8%)、山口県(-3.5%)など17道府県、令和7(2025)～12(2030)年には40道府県、令和12(2030)～17(2035)年、令和17(2035)～22(2040)年の2期間には東京都(1.2%、1.0%)と沖縄県(2.0%、0.4%)を除く45道府県、令和22(2040)～27(2045)年には東京都(0.1%)を除く46道府県と次第に増え、令和27(2045)～32(2050)年にはすべての都道府県で減少となる。

[夫婦と子から成る世帯](表Ⅱ-3-5)

国勢調査によれば、全国の「夫婦と子から成る世帯」は、昭和60(1985)年をピークに減少局

面に入っている。「全国推計」によれば、全国の「夫婦と子から成る世帯」は今後も減少を続け、令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年から19.3%の減少となる。本推計によれば、「夫婦と子から成る世帯」は、すべての都道府県で令和32(2050)年の世帯数が令和2(2020)年の世帯数を下回る。減少率が高いのは青森県(-38.6%)、秋田県(-37.6%)、長崎県(-35.9%)などで、もっとも小さいのは東京都(-4.7%)である。

5年ごとの推移では、令和2(2020)年までにすでに41道府県で減少傾向にあり、今後も減少する都道府県は増えていく。令和2(2020)～7(2025)年には福井県(1.6%)、山形県(同)、島根県(1.0%)の3県では増加しているが、令和7(2025)～12(2030)年以降はすべての都道府県で減少となる。

[ひとり親と子から成る世帯](表Ⅱ-3-6、表Ⅱ-3-7、表Ⅱ-3-8)

「全国推計」によれば、「ひとり親と子から成る世帯」は、全国では令和13(2031)年まで増加した後減少に転じ、令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年に比して3.5%の減少となっている。本推計によれば、都道府県別の令和32(2050)年の世帯数は、東京都(12.5%)、滋賀県(8.5%)、千葉県(同)など7都県では令和2(2020)年を上回る。これら以外の40道府県では減少となり、減少率が高いのは秋田県(-29.2%)、青森県(-29.0%)、高知県(-27.1%)の順である。

5年ごとの推移をみると、令和7(2025)年まではすべての都道府県で増加するが、令和7(2025)～12(2030)年に高知県(-2.1%)、青森県(-1.5%)、秋田県(-1.2%)など9県で減少となり、以降、令和12(2030)～17(2035)年には42道府県、令和17(2035)～22(2040)年には沖縄県(0.3%)を除く46都道府県と減少するところが増えて、令和22(2040)～27(2045)年以降はすべての都道府県で減少となる。

「ひとり親と子から成る世帯」を世帯主の男女別にみると、まず、世帯主が男性の世帯数は、「全国推計」によれば全国では令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年に比して5.5%の減少となっている。本推計によれば、秋田県(-30.4%)、高知県(-28.4%)、青森県(-27.0%)など40道府県では減少するが、東京都(13.3%)、沖縄県(6.7%)、滋賀県(4.3%)など7都県では増加となる。

5年ごとの推移をみると、令和2(2020)～7(2025)年、令和7(2025)～12(2030)年の2期間に減少するのは高知県(-3.1%、-1.2%)、秋田県(-0.0%、-0.6%)の2県だが、令和12(2030)～17(2035)年には秋田県(-3.7%)、青森県(-3.6%)、和歌山県(-3.0%)など35道府県で減少となり、以降、全国でも減少となる令和17(2035)～22(2040)年には沖縄県(0.3%)以外の46都道府県、令和22(2040)～27(2045)年以降はすべての都道府県で減少となる。

「ひとり親と子から成る世帯」のうち世帯主が女性の世帯数について、令和2(2020)年と32

(2050)年を比較すると、「全国推計」によれば全国では2.7%の減少となっている。本推計によれば、都道府県別では青森県(-29.9%)や秋田県(-28.5%)、高知県(-26.6%)など40道府県では減少するが、東京都(12.3%)、千葉県(10.6%)、愛知県(10.5%)など7都県では増加となっている。

5年ごとの推移をみると、令和7(2025)年まではすべての都道府県で増加するが、令和7(2025)～12(2030)年に高知県(-2.4%)、青森県(-2.2%)、長崎県(-1.7%)など12道県で減少となり、全国でも減少となる令和12(2030)～17(2035)年には41道府県、令和17(2035)～22(2040)年には東京都(0.3%)、沖縄県(同)以外の45道府県、令和22(2040)～27(2045)年、令和27(2045)～32(2050)年は東京都(0.3%、0.0%)以外の46道府県で減少となる。

[その他の一般世帯](表Ⅱ-3-9)

国勢調査によれば、「その他の一般世帯」は全国では昭和60(1985)年をピークに減少が続いている。「全国推計」によれば、全国の「その他の一般世帯」の減少は今後も続き、令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年に比して-25.7%となる。本推計によれば、都道府県別にみてもすべての都道府県で令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年を下回る。この間の減少率が大きいのは、秋田県(-46.1%)、徳島県(-42.1%)、青森県(-41.9%)の順で、もっとも小さいのは沖縄県(-4.6%)である。

ただし、5年ごとの推移をみると、令和12(2030)年まではすべての都道府県で「その他の一般世帯」は減少するが、その後、東京都(令和12(2030)～17(2035)年は0.9%、令和17(2035)～22(2040)年は0.6%、令和22(2040)～27(2045)年は0.1%、令和27(2045)～32(2050)年は0.2%)と沖縄県(令和12(2030)～17(2035)年は1.1%、令和17(2035)～22(2040)年は1.5%)では増加を示す期間が見られる。

(2)一般世帯の家族類型別割合

[単独世帯](表Ⅱ-5-1、表Ⅱ-5-2)

「全国推計」によれば、全国における「単独世帯」の割合は、令和2(2020)年の38.0%から令和32(2050)年には44.3%へと上昇している。本推計による都道府県別の「単独世帯」の割合はすべての都道府県で上昇し、その範囲は令和2(2020)年の28.4%(山形県)～50.2%(東京都)から令和32(2050)年の34.5%(山形県)～54.1%(東京都)へと推移し、令和32(2050)年には27都道府県で40%を超える。5年ごとの推移をみても、すべての都道府県で推計期間を通じて一貫して上昇する。

「単独世帯」のうち男性世帯主の一般世帯総数に占める割合をみると、全国では、令和2(2020)年の19.6%から令和32(2050)年の22.6%へと上昇している(「全国推計」)。本推計によれば、都道府県別にみたその割合の範囲は令和2(2020)年の13.0%(奈良県)～26.2%(東京都)から令和32(2050)年の16.3%(奈良県)～27.3%(東京都)へと推移し、すべての都道府県で一貫して上昇する。他方、「単独世帯」のうち女性世帯主の一般世帯総数に占める割

合は、全国では、令和2(2020)年の18.3%から令和32(2050)年には21.7%へと上昇している(「全国推計」)。都道府県別にみると、その範囲は令和2(2020)年の13.6%(福井県)～24.0%(東京都)から令和32(2050)年の15.9%(山形県)～26.8%(東京都)へと推移する。5年ごとの推移では、令和17(2035)～22(2040)年まではすべての都道府県で上昇するが、その後は減少を示すところも見られる。

[夫婦のみの世帯](表Ⅱ-5-2)

「全国推計」によれば、全国の「夫婦のみの世帯」の割合は、令和2(2020)年の20.1%から令和32(2050)年の18.9%へとゆるやかに低下している。本推計によれば、都道府県別にみたその割合は令和2(2020)年の15.8%(沖縄県)～24.1%(鹿児島県)から令和32(2050)年の15.8%(東京都)～22.3%(奈良県)へと推移し、この間に沖縄県以外の46都道府県ではこの割合が低下する。5年ごとの推移で見ると、令和12(2030)～17(2035)年、令和17(2035)～令和22(2040)年にはすべての都道府県で減少となるが、それ以降では0.1%ポイント程度の増加を示すところも見られる。

[夫婦と子から成る世帯](表Ⅱ-5-3)

「全国推計」によれば、全国の「夫婦と子から成る世帯」の割合は、令和2(2020)年の25.2%から令和32(2050)年の21.5%へと低下する。本推計によれば、都道府県別には、その割合は令和2(2020)年の20.7%(北海道)～29.5%(滋賀県)から令和32(2050)年の18.0%(北海道)～24.7%(滋賀県)へと推移する。この期間に、すべての都道府県でこの割合は低下し、令和32(2050)年にはすべての都道府県で25%を下回る。令和2(2020)年には滋賀県(29.5%)や埼玉県(29.3%)、奈良県(28.9%)といった大都市周辺に高いところが目立つが、この傾向は今後も続く。5年ごとの推移を見ると、38都道府県では推計期間を通じて一貫して低下する。

[ひとり親と子から成る世帯](表Ⅱ-5-3、表Ⅱ-5-4)

「ひとり親と子から成る世帯」の割合は、「全国推計」によれば、全国では令和2(2020)年の9.0%から令和12(2030)年に9.6%まで上昇した後、令和18(2036)年以降低下して令和32(2050)年には9.2%となる。本推計によれば、都道府県別のその割合は、令和2(2020)年の7.3%(東京都)～12.1%(沖縄県)から令和32(2050)年の7.5%(東京都)～11.5%(沖縄県)へと推移する。5年ごとの推移をみると、沖縄県以外の46都道府県では、令和12(2030)年または令和17(2035)年まで上昇した後低下するが、沖縄県は推計期間を通じて一貫して低下している。沖縄県、青森県、高知県など7県では令和32(2050)年の割合が令和2(2020)年の割合を下回る。

「ひとり親と子から成る世帯」のうち世帯主が男性の世帯についてみると、一般世帯総数に占める割合は、全国では、5年ごとでは令和2(2020)年の2.4%から令和12(2030)年、令和17

(2035)年の2.6%まで微増した後、令和32(2050)年の2.4%まで微減する(「全国推計」)。本推計によれば、都道府県別には令和2(2020)年の1.7%(東京都)～3.9%(秋田県、山形県)から、令和17(2035)年の1.8%(東京都)～4.2%(山形県)を経て、令和32(2050)年の1.7%(東京都)～4.0%(山形県)へ推移するが、いずれの都道府県でも変化の幅は小さい。

「ひとり親と子から成る世帯」のうち世帯主が女性の世帯については、一般世帯総数に占める割合は、全国では、5年ごとでは令和2(2020)年の6.6%から令和12(2030)年の7.0%まで上昇した後、令和32(2050)年の6.8%まで微減する。本推計によれば、都道府県別のこの割合は、沖縄県では令和2(2020)年の9.5%から令和32(2050)年の8.9%まで一貫して低下するが、それ以外の都道府県では令和2(2020)年から令和12(2030)年または令和17(2035)年まで上昇した後、令和32(2050)年まで低下する。値の範囲は、令和2(2020)年の5.6%(東京都、山形県)～9.5%(沖縄県)から、令和32(2050)年の5.8%(東京都)～8.9%(沖縄県)という推移を示す。

[その他の一般世帯](表Ⅱ-5-5)

「全国推計」によれば、全国の「その他の一般世帯」の割合は、令和2(2020)年の7.7%から令和32(2050)年の6.1%まで低下する。本推計によれば、その割合は、すべての都道府県で令和12(2030)年まで一貫して低下するが、その後は横ばいの推移を示すところもあり、令和27(2045)～32(2050)年には32都県で微増を示す。「その他の一般世帯」の割合は、令和2(2020)年では、山形県(20.5%)が特に高く、山形県以外では4.0%(東京都)～16.7%(福井県)の範囲にある。令和32(2050)年まで、もっとも高いのは一貫して山形県であるが、山形県の令和32(2050)年の割合は15.5%で、令和2(2020)年から5ポイント低下している。山形県以外では、令和32(2050)年では3.5%(東京都)～13.0%(福井県)の範囲となる。

「その他の一般世帯」の割合は、山形県を始めとして東北・北陸などの日本海側で高い値がみられる傾向は続くが、令和32(2050)年までの低下の幅は相対的に大きい。

令和2(2020)年では、すべての都道府県において、5つの家族類型のなかで「単独世帯」がもっとも大きな割合を占めており、その状態は令和32(2050)年まで続く。「単独世帯」に次ぐ割合を占めるのは、令和2(2020)年では42道府県で「夫婦と子から成る世帯」で、北海道、秋田県、山口県、宮崎県、鹿児島県の5道県では「夫婦のみの世帯」である。全国でみても、令和2(2020)年の家族類型別割合の第1位は「単独世帯」、第2位は「夫婦と子から成る世帯」である。全国におけるこの状況は令和32(2050)年まで変わらないが、都道府県別にみると、令和32(2050)年には11道県で第2位の割合を占める家族類型が「夫婦のみの世帯」となっている。(表Ⅱ-4-1～表Ⅱ-4-4)

(3) 所属世帯別にみた世帯人員

総人口¹⁵に占める「単独世帯」の世帯主の割合(総人口における独居率)をみると、全国では令和2(2020)年の16.8%から令和32(2050)年の22.3%へと上昇している(「全国推計」)。本推計によれば、都道府県別の独居率も同期間にすべての都道府県で上昇し、その範囲は令和2(2020)年の10.6%(山形県)～25.8%(東京都)から令和32(2050)年の15.3%(山形県)～29.8%(東京都)へ推移する。(表Ⅱ-6)

一般世帯人員の内訳としてみると、「単独世帯」に所属しているのは世帯主のみなので、「単独世帯」の世帯主数が「単独世帯」の世帯人員(世帯に所属している人の数)に等しい。また、ひとつの「夫婦のみの世帯」に所属する人は2人なので、「夫婦のみの世帯」の世帯主数の2倍が「夫婦のみの世帯」の世帯人員となる。「夫婦のみの世帯」の世帯人員が総人口に占める割合は、範囲では令和2(2020)年の13.2%(沖縄県)～22.4%(北海道)から、令和32(2050)年の15.6%(沖縄県)～23.1%(北海道)へと推移する。この期間に「夫婦のみの世帯」の世帯人員の割合は、鹿児島県と宮崎県以外の45都道府県では上昇する。

令和2(2020)年では、東京都、沖縄県、大阪府など5都府県で「単独世帯」の世帯人員の割合が「夫婦のみの世帯」の世帯人員の割合を上回っているが、令和32(2050)年には、それが28都道府県と都道府県の半数を超える。

「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」以外の一般世帯人員の割合は、令和2(2020)年の54.8%(北海道)～72.2%(山形県)から、令和32(2050)年の46.9%(北海道)～63.1%(山形県)へと推移する。この割合が50%を下回るのは、推計期間を通じて令和17(2035)年以降の北海道のみである。(表Ⅱ-7-1～表Ⅱ-7-7)

4. 世帯主が65歳以上の世帯

(1) 世帯主が65歳以上の世帯総数

世帯主が65歳以上の世帯は、「全国推計」によれば、全国における令和32(2050)年の総数は令和2(2020)年に比して14.6%の増加となっている。5年ごとの増加率では、令和2(2020)～7(2025)年の3.9%から次第に低下し、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和17(2035)～22(2040)年の一時的な上昇を経ながら、令和27(2045)～32(2050)年には-1.1%と減少に転じている。

本推計によれば、都道府県別には、秋田県(-13.9%)、山口県(-12.3%)、高知県(-11.7%)など16県で、令和32(2050)年の世帯主が65歳以上の世帯は令和2(2020)年を下回る。これら以外の31都道府県では、令和32(2050)年の世帯主が65歳以上の世帯は令和2(2020)年に比して増加となり、沖縄県(44.5%)、東京都(37.3%)、滋賀県(31.0%)、愛知県(30.9%)、神奈川県(30.7%)の5都府県で増加率は30%を超える。

世帯主が65歳以上の世帯の総数の5年ごとの推移をみると、令和2(2020)～7(2025)年では山口県(-0.1%)以外の都道府県で増加するが、令和7(2025)～12(2030)年には山口県

¹⁵ この総人口には0～14歳人口も含まれている。

(-2.7%)のほか、高知県(-1.6%)、島根県(-1.5%)など10県で減少する。減少する県は令和12(2030)～17(2035)年には20県と増えた後、令和17(2035)～22(2040)年には11県と一時的に減るものの、令和22(2040)～27(2045)年には32道県、令和27(2045)～32(2050)年には41道府県と増えていく。(表Ⅱ-8、図Ⅱ-3)

世帯主が65歳以上の世帯が一般世帯総数に占める割合(=65歳以上の世帯主数/全世帯主数)は、「全国推計」によれば、全国では令和2(2020)年の37.6%から令和32(2050)年の45.7%へと上昇する。本推計によれば、都道府県別のこの割合は、すべての都道府県で令和32(2050)年の値が令和2(2020)年の値を上回り、その範囲は令和2(2020)年の28.5%(東京都)～49.9%(秋田県)から令和32(2050)年の35.6%(東京都)～60.6%(秋田県)へ推移し、東北・四国などの21県で50%を超える一方、大都市地域と沖縄県で相対的に低いという傾向が続く。

5年ごとの推移をみると、この割合はおおむねすべての都道府県で推計期間を通じて上昇する。令和2(2020)年には30%を下回るのは東京都(28.5%)のみで、15道府県で30～40%、31県で40～50%であるが、令和7(2025)年には50%を超える県(秋田県51.8%)が現れ、令和32(2050)年には60%を超える秋田県(60.6%)を含め21県で50%を超え、25道府県で40～50%を示し、東京都(35.6%)のみが40%を下回る。(表Ⅱ-9、図Ⅱ-4)

(2)「単独世帯」並びに「夫婦のみの世帯」

世帯主が65歳以上の世帯のうち、「単独世帯」についてみると、「全国推計」によれば、全国では、5年ごとの増加率は通減傾向にあるものの、令和2(2020)年に対して令和32(2050)年では46.9%の増加である。本推計によれば、都道府県別にみても、令和32(2050)年の世帯主が65歳以上の「単独世帯」は、すべての都道府県で令和2(2020)年を上回る。令和2(2020)～32(2050)年の30年間における増加率が高いのは、沖縄県(86.6%)、滋賀県(81.2%)、愛知県(71.1%)、宮城県(69.9%)など、おもに大都市地域と沖縄県である。

5年ごとの推移をみると、令和17(2035)～22(2040)年まではすべての都道府県で増加するが、令和22(2040)～27(2045)年には秋田県(-2.1%)、長崎県(-1.4%)、山口県(-1.3%)など7県で減少となり、令和27(2045)～32(2050)年では秋田県(-5.3%)、青森県(-4.0%)、長崎県(-3.7%)など33道府県で減少となる。世帯主が65歳以上の「単独世帯」数が増え、最も多い東京都では、令和2(2020)年の89万世帯から、令和12(2030)年には103万5千世帯と100万世帯を超え、令和32(2050)年には148万3千世帯となる。(表Ⅱ-10-1)

また、世帯主が65歳以上の世帯のうち「夫婦のみの世帯」は、「全国推計」によれば、全国の令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年に対して5.7%の減少である。本推計によれば、都道府県別には、同期間に鹿児島県(-27.5%)、山口県(-27.3%)、高知県(-27.0%)などを始めとして39道府県で減少となる。残る8都県では増加となり、増加率は沖縄県(25.9%)や東京都(13.7%)でとくに高い。

5年ごとの推移をみると、令和2(2020)～7(2025)年では27県で増加、20都道府県で減少と、増加するところがやや多いが、減少する都道府県数は令和7(2025)～12(2030)年には41道府県と大幅に増える。その後、令和17(2035)～22(2040)年(30道府県)、令和22(2040)～27(2045)年(39道府県)にはやや減るものの、令和27(2045)～32(2050)年には東京都(0.9%)以外の46道府県で減少となる。(表Ⅱ-10-2)

世帯主が65歳以上の「単独世帯」が一般世帯総数に占める割合(=世帯主が65歳以上の「単独世帯」数/一般世帯総数)は、「全国推計」によれば、全国では令和2(2020)年の13.2%から令和32(2050)年の20.6%へ増加する。本推計によれば、都道府県別のその割合は令和2(2020)年の10.7%(滋賀県)～19.2%(高知県)から令和32(2050)年の18.6%(福井県)～27.0%(高知県)へ推移し、すべての都道府県で一貫して上昇する。令和2(2020)年では20%を超える都道府県はないが、令和7(2025)年には高知県(20.1%)が20%を超え、令和32(2050)年には32道府県で20%を超える。令和32(2050)年にもっとも高いのは高知県(27.0%)で、以下、徳島県(25.3%)、愛媛県(24.9%)と続く。(表Ⅱ-11-1、図Ⅱ-5)

世帯主が65歳以上の「夫婦のみの世帯」が一般世帯総数に占める割合(=世帯主が65歳以上の「夫婦のみの世帯」数/一般世帯総数)は、「全国推計」によれば、全国では令和2(2020)年の12.1%から令和17(2035)年の11.4%にやや低下した後、令和32(2050)年の12.1%まで上昇する。本推計によれば、都道府県別のその割合は、令和2(2020)年には8.1%(東京都)～16.4%(奈良県)、令和32(2050)年には8.4%(東京都)～16.2%(奈良県)で範囲に大きな変化は見られない。都道府県ごとの推計期間中の変化の幅は、山口県(2.0%ポイント)以外の46都道府県で2%ポイントを下回る。5年ごとの推移をみると、沖縄県では一貫して上昇するのに対し、他の46都道府県ではいったん低下した後上昇に向かう。令和27(2045)～32(2050)年では山梨県(0.01%ポイントの減少)以外の46都道府県では上昇している。(表Ⅱ-11-1)

世帯主が65歳以上の世帯のうち、「単独世帯」の割合は、全国では令和2(2020)年の35.2%から令和32(2050)年の45.1%へ上昇する(「全国推計」)。本推計によれば、この割合はすべての都道府県で推計期間を通じて一貫して上昇し、令和2(2020)年の25.3%(山形県)～43.3%(東京都)から令和32(2050)年の35.1%(山形県)～52.5%(東京都)へ推移する。令和2(2020)年に40%以上の値を示すのは東京都(43.3%)、大阪府(41.7%)、鹿児島県(41.0%)、高知県(40.9%)の4都府県であるが、令和32(2050)年には36都道府県で40%を超え、そのうち東京都(52.5%)、大阪府(50.2%)の2都府では50%を上回る。(表Ⅱ-12-1、図Ⅱ-6)

世帯主が65歳以上の世帯のうち、「夫婦のみの世帯」の割合は、全国では令和2(2020)年の32.2%から令和32(2050)年の26.5%へ低下する(「全国推計」)。本推計によれば、都道府県別には、この割合の範囲は令和2(2020)年の26.1%(沖縄県)～37.0%(奈良県)から令和32(2050)年の22.8%(沖縄県)～29.4%(北海道)へ推移する。この間にすべての都道府県でこ

の割合は低下する。(表Ⅱ-12-1)

なお、65歳以上の「単独世帯」の世帯主が65歳以上人口に占める割合(65歳以上人口における独居率)は、「全国推計」によれば全国では令和2(2020)年の20.5%から令和32(2050)年の27.9%へ上昇する。本推計によれば、都道府県別にみた65歳以上人口における独居率は令和2(2020)年の12.8%(山形県)～27.8%(東京都)から令和32(2050)年の19.0%(山形県)～34.8%(東京都)へ推移し、すべての都道府県で一貫して上昇する。令和2(2020)年には29県が20%以下で、最大の東京都(27.8%)でも30%に届いていないが、令和32(2050)年には山形県以外の46都道府県で20%を超え、東京都(34.8%)、大阪府(32.1%)、高知県(30.6%)など5都府県¹⁶では30%を超える。(表Ⅱ-13)

5. 世帯主が75歳以上の世帯

(1) 世帯主が75歳以上の世帯総数

世帯主が75歳以上の世帯数についてみると、全国では、団塊の世代や団塊ジュニア世代がそれぞれ75歳に達する時期を背景に、令和12(2030)年まで増加したのち減少に転じ、その後再び増加して、令和2(2020)年に対して令和32(2050)年は39.8%の増加となっている(「全国推計」)。本推計によれば、都道府県別にみても、同期間にはすべての都道府県で増加する。令和2(2020)～32(2050)年の増加率は沖縄県(80.6%)が特に高く、次いで滋賀県(70.3%)で、この2県以外は60%以下である。一方、この期間の増加率がもっとも低いのは山口県(5.7%)、次いで高知県(6.5%)となっており、都道府県間の増加率の差が大きい。

5年ごとの推移をみると、令和12(2030)年まではすべての都道府県で増加するが、令和12(2030)～17(2035)年には大阪府(-4.9%)、山口県(-4.2%)、富山県(-3.5%)など29都道府県で減少となり、令和17(2035)～22(2040)年には減少県は41道府県となる。令和22(2040)年以降は全国の傾向に呼応して減少県数は減り、令和27(2045)～32(2050)年には秋田県(-3.5%)、長崎県(-2.1%)、鹿児島県(同)など6県で減少、41都道府県では増加となる。(表Ⅱ-14、図Ⅱ-7)

世帯主が75歳以上の世帯が一般世帯総数に占める割合(=75歳以上の世帯主数/全世帯主数)は、全国では令和2(2020)年の19.1%から令和32(2050)年の28.3%へ上昇する(「全国推計」)。都道府県別にみると、令和2(2020)年では、低いのは沖縄県(15.2%)、東京都(同)、宮城県(17.0%)、愛知県(17.3%)、滋賀県(17.5%)、神奈川県(17.7%)などで、沖縄県の他は大都市地域が多く、高い地域は秋田県(24.9%)、高知県(24.7%)、和歌山県(24.5%)、山口県(同)、鹿児島県(23.1%)などで、西日本の府県が目立つ。令和32(2050)年のこの割合は、すべての都道府県で令和2(2020)年を上回るとともに20%を超え、特に、秋田県(37.8%)、奈良県(37.2%)、青森県(36.3%)など32道府県では30%を超える。(表Ⅱ-15、図Ⅱ-8)

¹⁶ 表Ⅱ-13で30.0と表示されている愛媛県(29.97)、兵庫県(29.99)は除き、沖縄県(30.03)を含む。

(2)「単独世帯」並びに「夫婦のみの世帯」

世帯主が75歳以上の世帯のうち、「単独世帯」についてみると、全国では令和2(2020)年に対して令和32(2050)年の世帯数は68.7%増加している(「全国推計」)。本推計によれば、この期間に、都道府県別にみてもすべての都道府県で増加となる。増加率の高い沖縄県(134.6%)、滋賀県(115.6%)、埼玉県(103.9%)、茨城県(102.8%)の4県では、令和32(2050)年の75歳以上の「単独世帯」数が令和2(2020)年の2倍以上となる。5年ごとの推移では、令和7(2025)～12(2030)年まではすべての都道府県で増加が続き、その後は期間によって減少を示す都道府県もあるが、令和27(2045)～32(2050)年では秋田県(-2.5%)、長崎県(-0.3%)、鹿児島県(-0.0%)以外の44都道府県では増加している。(表Ⅱ-16-1)

世帯主が75歳以上の「夫婦のみの世帯」についてみると、全国では令和32(2050)年の世帯数は令和2(2020)年に対して18.2%の増加である(「全国推計」)。本推計によれば、都道府県別には、沖縄県(64.0%)、滋賀県(42.3%)、栃木県(37.2%)など39都道府県では増加するが、高知県(-9.3%)、鹿児島県(-8.8%)、山口県(-8.6%)など8県では減少となる。5年ごとの推移をみると、令和2(2020)～7(2025)年まではすべての都道府県で増加するが、その後、令和7(2025)～12(2030)年には大阪府、東京都など4都府県で減少に転じるのに続き、令和12(2030)～17(2035)年には44都道府県、令和17(2035)～22(2040)年にも44道府県で減少となった後、減少県数は減って、令和27(2045)～32(2050)年では減少するのは10県で、37都道府県では増加となる。(表Ⅱ-16-2)

世帯主が75歳以上の「単独世帯」が一般世帯総数に占める割合(=世帯主が75歳以上の「単独世帯」数/一般世帯総数)をみると、全国では令和2(2020)年の7.5%から令和32(2050)年の13.4%へ増加する(「全国推計」)。本推計によれば、令和2(2020)年から令和32(2050)年にこの割合はすべての都道府県で一貫して上昇し、その範囲は令和2(2020)年の5.7%(宮城県)～11.2%(高知県)から令和32(2050)年の11.4%(東京都)～17.9%(高知県)へ推移する。令和2(2020)年には10%以上を示すのは高知県(11.2%)、鹿児島県(10.7%)、和歌山県(10.4%)、山口県(10.1%)の4県であるが、令和32(2050)年にはすべての都道府県で10%以上となる。(表Ⅱ-17-1、図Ⅱ-9)

世帯主が75歳以上の「夫婦のみの世帯」が一般世帯総数に占める割合(=世帯主が75歳以上の「夫婦のみの世帯」数/一般世帯総数)は、全国では令和2(2020)年の5.9%から令和32(2050)年の7.3%へ上昇している。本推計によれば、この割合はすべての都道府県で上昇し、範囲は令和2(2020)年の3.7%(沖縄県)～8.2%(奈良県)から令和32(2050)年の4.9%(東京都)～10.3(奈良県)へと推移する。5年ごとの推移でみると、令和7(2025)年まではすべての都道府県で上昇するが、令和7(2025)～12(2030)年には8都道府県で減少となり、減少県数は令和17(2035)～22(2040)年の40都道府県まで拡大した後、令和27(2045)～32(2050)年には再びすべての都道府県で再度増加となる。(表Ⅱ-17-1)

世帯主が75歳以上の世帯のうち、「単独世帯」の割合は、全国では令和2(2020)年の39.1%から令和22(2040)年の47.2%へ上昇する(「全国推計」)。本推計によれば、この割合は、範囲では令和2(2020)年の28.3%(山形県)～46.5%(鹿児島県)から令和32(2050)年の36.0%(山形県)～54.3%(東京都)へと推移する。令和2(2020)年にもっとも高いのは鹿児島県(46.5%)、次いで東京都(46.2%)であるが、令和17(2035)年には東京都(51.0%)と大阪府(50.5%)の2都府で、令和32(2050)年には東京都(54.3%)、大阪府(52.7%)、鹿児島県(50.9%)など6都府県で50%を超える。(表Ⅱ-18-1)

世帯主が75歳以上の世帯のうち、「夫婦のみの世帯」の割合は、「全国推計」によれば全国では令和2(2020)年の30.6%から令和32(2050)年の25.8%へ低下する(「全国推計」)。本推計によれば、都道府県別のこの割合は、令和2(2020)年の24.7%(沖縄県)～35.8%(奈良県)から令和32(2050)年の22.4%(沖縄県)～28.3%(北海道)へと推移し、すべての都道府県で低下する。5年ごとの推移をみると、令和12(2030)～17(2035)年以降は山口県以外の46都道府県で低下となるが、その幅は逡減し、令和27(2045)～32(2050)年ではすべての都道府県で±1%ポイントの幅におさまっており、横ばいとなる。(表Ⅱ-18-1)

なお、75歳以上の「単独世帯」の世帯主が75歳以上人口に占める割合(75歳以上人口における独居率)は、「全国推計」によれば、全国では令和2(2020)年の22.4%から令和32(2050)年の28.9%へ一貫して上昇する。本推計によれば、都道府県別のこの割合は、すべての都道府県で上昇し、令和2(2020)年の13.0%(山形県)～29.9%(東京都)から令和32(2050)年の18.4%(山形県)～35.7%(東京都)へ推移する。令和32(2050)年には東京都(35.7%)、大阪府(33.5%)、兵庫県(32.4%)など8都府県で30%を超え、75歳以上の3割以上が「単独世帯」になるという見通しである。(表Ⅱ-19)

6. 世帯数の変化の要因分解

推計された一般世帯総数、世帯主 65 歳以上の世帯総数、世帯主 75 歳以上の世帯総数について、世帯数の変化を人口要因(男女・年齢別一般世帯人員の変化の寄与)と世帯主率要因(男女・年齢別家族類型別世帯主率の変化の寄与)に分解し、都道府県別にそれぞれの要因が世帯数の増減に及ぼす影響を観察した¹⁷。

¹⁷ 要因分解は次の式による。右辺の第1項を人口要因、第2項を世帯主率要因とした。

$$\Sigma_{s,j,k} \left(H(t+5)_{s,j,k} - H(t)_{s,j,k} \right) = \Sigma_{s,j,k} \left\{ \left(P(t+5)_{s,j} - P(t)_{s,j} \right) \left(r(t+5)_{s,j,k} + r(t)_{s,j,k} \right) / 2 + \left(P(t+5)_{s,j} + P(t)_{s,j} \right) \left(r(t+5)_{s,j,k} - r(t)_{s,j,k} \right) / 2 \right\}$$

ただし、
 $H(t)_{s,j,k}$: 性別s年齢階級j家族類型kのt年の世帯数
 $H(t+5)_{s,j,k}$: 性別s年齢階級j家族類型kのt+5年の世帯数
 $P(t)_{s,j}^{PH}$: 性別s年齢階級jのt年の一般世帯人員
 $P(t+5)_{s,j}^{PH}$: 性別s年齢階級jのt+5年の一般世帯人員
 $r(t)_{s,j,k}$: 性別s年齢階級j家族類型kのt年の世帯主率
 $r(t+5)_{s,j,k}$: 性別s年齢階級j家族類型kのt+5年の世帯主率

(1)一般世帯総数(表Ⅱ-20、表Ⅱ-21)

一般世帯総数の変化の要因をみると、まず人口要因については、5 年ごとにみると全国ではすべての期間でマイナスで、令和 27(2045)～32(2050)年のマイナス幅は令和 2(2020)～7(2025)年に比して拡大している。他方、世帯主率要因は、すべての期間でプラスであるが、プラス幅は令和 27(2045)～32(2050)年まで一貫して縮小していく。令和 12(2030)～17(2035)年には、人口要因のマイナス幅が世帯主率要因のプラス幅を上回り、この期間以降、一般世帯総数は減少する。全国レベルで進行する人口減少が、世帯数を減少させる方向に大きく作用していることがわかる。

都道府県別に見ると、人口要因は、令和 17(2035)～22(2040)年までの東京都と沖縄県のほか、令和 7(2025)～12(2030)年までの千葉県、神奈川県、滋賀県、令和 2(2020)～7(2025)年の埼玉県でプラスとなる期間がみられるものの、それ以外の道府県ではすべての期間においてマイナスである。令和 27(2045)～32(2050)年では東京都を含めてすべての都道府県で人口要因はマイナスとなる。東京圏では人口要因は当面は世帯数を増やす方向に作用しているが、それ以外の道府県ではすでに世帯数を減らす方向への作用となっている。一方、世帯主率要因については、令和 22(2040)～27(2045)年まではすべての都道府県でプラスであるが、プラスの幅は次第に縮小する傾向がみられ、令和 27(2045)～32(2050)年には埼玉県を始めとする 15 道県で世帯主率要因はマイナスとなる。人口要因とは逆に、世帯主要因は依然として世帯数を増やす方向に働いているが、その寄与は次第に縮小していく。都道府県において今後拡大する世帯数の減少は、世帯主率要因による増加の作用を人口要因による減少の作用が上回ること進むが、世帯主率要因による増加の作用は次第に縮小し、人口要因による減少を打ち消す効果も縮小していく。

(2)世帯主 65 歳以上の世帯総数(表Ⅱ-20、表Ⅱ-22)

世帯主 65 歳以上の世帯総数についてみると、令和 2(2020)～32(2050)年の世帯数の増加においては、人口要因も世帯主率要因も世帯数を増やす方向に作用しており、とくに世帯主率要因の寄与が大きい。世帯数の増加を 100 とすると、人口要因の寄与は 25.9 であるのに対して、世帯主率要因の寄与は 74.1 となる。都道府県別にみると、世帯主率要因はすべての都道府県でプラスとなっているが、人口要因は 14 都府県でプラス、33 道県ではマイナスとなっている。人口要因がプラスとなっている 14 都府県では、全国と同様に人口要因と世帯主率要因の両方が正に作用して世帯数を増加させている。他方の人口要因がマイナスとなっている 33 道県のうち、17 道県では、世帯主率要因が人口要因のマイナス幅以上に世帯数を増やす方向に作用してこの期間の世帯数は増加しているが、その他の 16 県では、人口要因のマイナス幅が世帯主率要因のプラス幅を超えるため、この期間の世帯数は減少している。

5 年ごとにみると、全国では、人口要因は令和 2(2020)～7(2025)年と令和 27(2045)～32(2050)年以外の期間ではプラスで、プラス幅は令和 17(2035)～22(2040)年がもっとも大きい。世帯主率要因は令和 27(2045)～32(2050)年以外の期間でプラスとなっているが、

人口要因がマイナスとなる令和 2(2020)～7(2025)年では世帯主率要因による世帯数のプラス幅が人口要因によるマイナス幅を上回って世帯数は増加している。令和 27(2045)～32(2050)年では人口要因、世帯主率要因ともにマイナスとなり、世帯主率の変化と人口の変化の両方が世帯数を減少させる方向に作用することで世帯数が減少していることがみてとれる。

都道府県別には、人口要因は、全国でみたときにはマイナスとなっている令和 2(2020)～7(2025)年では 40 都道府県でマイナスであるが、7 県ではプラスとなっている。人口要因は、これ以降、令和 7(2025)～12(2030)年では 26 都道府県、令和 12(2030)～17(2035)年では 21 都道府県、令和 17(2035)～22(2040)年では 30 都道府県と 3 期間にわたっては 20 以上の都道府県でプラスとなるが、令和 22(2040)～27(2045)年では 11 都府県、令和 27(2045)～32(2050)年では 7 都県とプラスを示す都道府県数は少なくなる。埼玉県、滋賀県ではすべての期間において、千葉県、東京都、愛知県では令和 2(2020)～7(2025)年を除く 5 期間において、人口要因のプラスが続いている。また、東北地方や中国、四国、九州の 15 県では、人口要因はすべての期間でマイナスである。世帯主率要因については、令和 2(2020)～7(2025)年から令和 22(2040)～27(2045)年まで、令和 7(2025)～12(2030)年に鹿児島県でマイナスとなるほかは、47 都道府県すべてでプラスとなっている。ただし、プラス幅は全体的に縮小傾向で、令和 27(2045)～32(2050)年には 39 道府県でマイナスとなる。令和 27(2045)～32(2050)年に世帯主率要因がプラスとなっているのは 8 都府県であるが、いずれもプラス幅は小さい。世帯主 65 歳以上の世帯数は、おもに単独世帯主率の上昇を中心とする世帯主率要因による増加の作用によって増加しているが、世帯主率要因による増加の寄与は次第に縮小し、令和 27(2045)～32(2050)年には多くの府県で人口要因、世帯主率要因ともに世帯数を減少させる方向に作用するようになり、世帯数を減少させている。

(3)世帯主 75 歳以上の世帯総数(表Ⅱ-20、表Ⅱ-23)

世帯主 75 歳以上の世帯総数については、令和 2(2020)～32(2050)年の 30 年間では、全国では人口要因も世帯主率要因もプラスで、世帯数も増加となっている。世帯数の増加を 100 として両要因の寄与の大きさを比較すると、人口要因が 57.1、世帯主率要因が 42.9 で、人口要因の方が大きい。世帯主 75 歳以上の世帯数は、人口の変化と世帯主率の変化の両方がそれを増やす方向に作用しており、相対的に人口の変化の寄与が大きいということになる。この期間には、すべての都道府県で世帯主 75 歳以上の世帯数は増加しているが、要因別に見ると、世帯主率要因はすべての都道府県でプラスを示し、人口要因は 40 都道府県でプラス、7 県でマイナスとなっており、これら 7 県では、世帯数としては増加しているが、そのなかで人口の変化は世帯数を減少させる方向に作用しているということが分かる。

5 年ごとにみると、全国では、世帯主 75 歳以上の世帯数は令和 12(2030)～17(2035)年、令和 17(2035)～22(2040)年以外の期間では増加しており、要因別には、世帯主率要因はすべての期間でプラスであるが、人口要因は、世帯数が減少している 2 期間ではマイナスで、それ以外の期間ではプラスとなっている。世帯主率要因のプラス幅は次第に縮小しており、世帯主率

要因が世帯主 75 歳以上の世帯数を増加させる作用は次第に弱まっているといえる。

さらに都道府県別にみると、全国の傾向と同様に、令和 12(2030)～17(2035)年、令和 17(2035)～22(2040)年には世帯主 75 歳以上の世帯数が減少する都道府県が多く、要因別にみても、世帯主率要因はプラスで人口要因はマイナスという都道府県が多い。この 2 期間に世帯主率要因はプラスで人口要因はマイナスとなっている都道府県のうち、令和 12(2030)～17(2035)年では 6 県、令和 17(2035)～22(2040)年では 2 県において、人口要因による世帯数減少の作用より世帯主率要因による世帯数増加の作用が大きく、世帯数は増加している。このほか、この 2 期間において世帯数が増加している都道府県のうち、令和 12(2030)～17(2035)年では 10 県、令和 17(2035)～22(2040)年では 4 都県で人口要因、世帯主率要因ともにプラスとなっており、令和 12(2030)～17(2035)年の鹿児島県と沖縄県では世帯主率要因がマイナスとなっているが、人口要因のプラス幅がそれを上回って世帯数は増加している。また、この 2 期間に世帯数が減少した都道府県のうち、令和 12(2030)～17(2035)年では東京都、令和 17(2035)～22(2040)年では鹿児島県で、人口要因、世帯主率要因ともマイナスを示した。令和 2(2020)～7(2025)年では、すべての都道府県で、人口要因、世帯数要因ともに世帯数を増やす方向に作用して世帯主 75 歳以上の世帯数は増加しているが、令和 7(2025)～12(2030)年にはすべての都道府県で世帯数は増加しているものの、東京都、鹿児島県、沖縄県で世帯主率要因がマイナスとなっている。その後、上述の令和 12(2030)～17(2035)年、令和 17(2035)～22(2040)年を経て、令和 22(2040)～27(2045)年には世帯主率要因はすべての都道府県でプラスとなるがプラス幅はいずれも小さく、人口要因がマイナスとなった道県のほとんどで世帯数は減少している。令和 27(2045)～32(2050)年には、世帯主率要因は 28 道府県でマイナスとなるが、人口要因が多くの都道府県で再びプラスとなり、世帯主 75 歳以上世帯の世帯数は 41 都道府県で増加している。世帯主 75 歳以上世帯においても、世帯主率要因が世帯数を増やす効果は弱まりつつあるが、人口の年齢構成の変化の影響によって世帯数は増減している。令和 27(2045)～32(2050)年にみられる世帯数の増加は、世帯主率要因が世帯数を増加させる作用がほとんどみられなくなった一方で、人口規模の大きな 1970 年代前半生まれ(いわゆる団塊ジュニア世代)が 75～79 歳の年齢層に達するという人口要因による世帯数増加の作用の結果であることがみてとれる。